

9 緊急・安全

日常生活における災害や事故の発生時等に備えるための制度のご案内です。

9 - 1 災害時要援護者名簿登録

《 事業内容 》

災害時の避難等に支援を必要とする方を事前に把握するため、ご本人からの申し出により災害時要援護者名簿を作成しています。この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用します。なお、この名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。

《 登録対象者 》

以下に該当する方で、災害時の避難等に支援を必要とする方

- ① 75歳以上の方のみの世帯の方 ② 要介護3以上の方 ③ 認知症の症状のある方
- ④ 障害のある方 ⑤ 難病等により特別な医療ケアを受けている方
- ⑥ その他災害時の避難等に支援を必要とする方

(例) 妊娠されている方・日中に高齢者のみとなる方など、避難等に不安をお持ちの方

《 登録内容 》

本人及び緊急時の連絡先の情報を登録します。

- 本人 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、申出理由、本人の状況
- 緊急時の連絡先 氏名、住所、電話番号、登録者との関係

《 登録方法 》

登録を希望される方は、「新宿区災害時要援護者名簿登録申出書」を下記の課所へご提出ください。
(郵送、FAXでも受け付けます。新宿区のホームページから電子申請もできます。)

新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区役所 (本庁舎2階)

地域福祉課 FAX (3209) 9948

障害者福祉課、高齢者支援課

新宿区役所 (本庁舎4階)

危機管理課

新宿区役所 (第二分庁舎分館)

健康政策課、保健予防課

新宿区役所 (第二分庁舎分館分室) 健康づくり課

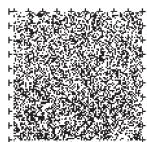
各特別出張所、各保健センター、各高齢者総合相談センター、区立障害者福祉センター

◆ 問合せ先

福祉部地域福祉課 TEL (5273) 3517

《 要配慮者災害用セルフプラン 》

災害時要援護者名簿登録者に対して、要配慮者災害用セルフプランの各様式を配布しています。セルフプランに自分が行く避難所や日常備品等をあらかじめ記載しておくことで平常時から災害に備えます。また、自身の状況や要配慮事項等を記載し、災害時や緊急時などに支援者や避難所運営者に提示することで、適切な支援を受けることを可能とするものです。様式については地域福祉課で配布しています。



9 - 2 家具転倒防止器具取付け事業

《 事業内容 》

区が委託する業者がご自宅に伺って設置場所に適した家具転倒防止器具について調査のうえ、取付けを行います。

《 対象の家具 》

タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ ※区が指定した器具で取付けが可能な家具に限ります。

《 費用 》

①事前調査費及び取付け費は、区が負担します。取付け点数の制限はありません。

ただし、補助工事が必要な場合の費用は利用者負担です。

②器具は原則として利用者負担ですが、次の方は器具5点まで無料になります。(世帯で1回のみ)

●災害時要援護者名簿に登録している方 ●生活保護受給世帯の方

《 申込方法 》

取付けを希望される方は、下記の課へ申請書をご提出ください。申請書は、危機管理課、特別出張所で配布のほかホームページからも取り出せます。(郵送、FAXでも受け付けます。)

◆問合せ先

危機管理担当部危機管理課 TEL (5 2 7 3) 4 5 9 2 FAX (3 2 0 9) 4 0 6 9

9 - 3 重度心身障害者等緊急通報・火災安全システム

《 制度内容 》

ひとり暮らし等の在宅重度身体障害者及び難病の方が、家庭内で病気や事故などの事態に陥ったとき、本体機器またはペンダントのボタンを押したり、見守りセンサーが一定時間利用者の動き等を感知しなかった場合に、警備会社から確認の電話が入ります。電話に出られないときは、警備会社・救急車等が出動します。

なお、在宅重度知的障害者は、火災安全システムのみの設置となります。

※取り付け環境等、詳細については担当にお問い合わせください。

《 対象 》

18歳以上で単身生活をしている①～③の方

①重度身体障害者(身体障害者手帳1、2級) ②難病 ③重度知的障害者(愛の手帳1、2度相当)

※65歳以上の方には、高齢者緊急通報システム・火災安全システムがあります。お近くの高齢者総合相談センターへご相談ください

《 自己負担 》

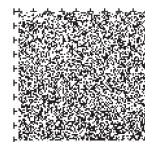
設置時 見守りセンサーなし：2,500円

見守りセンサーあり：2,900円

(生活保護・非課税世帯は免除です)

◆問合せ先 障害者福祉課福祉推進係(新宿区役所2階)

TEL (5 2 7 3) 4 5 1 6 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1



9 - 4 119 番ファクシミリ緊急通報

《 対象及び制度内容 》

聴覚または音声言語機能に障害があるため、電話による119番通報が困難な方に対して、ファクシミリ緊急通報に用いる専用の用紙（緊急通報カード）を無料配付いたします。

◆問合せ先 障害者福祉課福祉推進係（新宿区役所2階）

TEL（5273）4516 FAX（3209）3441

9 - 5 東京消防庁 緊急ネット通報

《 制度概要 》

音声による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を使用し、画面のボタンを操作することで緊急時に東京消防庁へ火災や救急などの通報ができます。

《 利用条件 》

- （1） 東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、在勤、在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方
- （2） インターネット接続機能及び電子メール機能を使うことができる携帯電話、またはスマートフォンをお持ちの方

《 登録方法 》

緊急ネット通報のご利用には、事前の登録が必要です。登録には利用者本人が通報時に使用する携帯電話等から申請を行う必要があります。

《 利用時の注意点 》

緊急ネット通報は、携帯電話やスマートフォンからインターネット回線を経由して、東京消防庁へ通報を行うものです。電波が届きにくいところから通報する場合や、インターネット回線の混雑等により、繋がらない、または繋がりにくい場合があります。緊急ネット通報で通報ができないときは、近くの人に助けを求める、119番ファクシミリ通報を利用するなど別の手段で通報してください。

《 詳細について 》

緊急ネット通報について、詳しくは東京消防庁のホームページをご覧ください。

東京消防庁 HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

「安全・安心情報」より「①火災予防」―「3 119番通報」をご覧ください。

東京消防庁モバイル HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/mob/>

「7. 緊急ネット通報」をご覧ください。

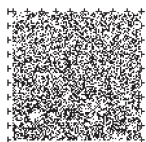
◆事前登録等に関する問合せ先 東京消防庁防災部 防災安全課

TEL（3212）2111（代表）内線4245・4246

FAX（3213）1478

MAIL bouanka4@tf.d.metro.tokyo.jp

※消防車・救急車を要請するときは、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」をご利用ください。



9 - 6 110番アプリシステム

《 内容 》

「110番アプリシステム」は、聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。

《 対象者 》

聴覚に障害があるなど、音声による110番通報が困難な方

※音声による110番通報が可能な方は、音声による110番通報をお願いします。

《 利用方法 》

スマートフォンの場合、「110番アプリ」をインストールし、事前登録をしてください。

従来型携帯電話の場合、「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスし、事前登録をしてください。

9 - 7 障害者位置探索システム

《 助成内容 》

知的障害者の方が万が一行方不明になったとき等に備え、位置探索システム機器購入費用等の初期費用を助成します。知的障害者の方が位置探索システムを携帯することにより、早期にご本人の現在地の確認や安全確保が可能となり、ご家族等の不安を軽減できます。

《 対象者 》

次のいずれかに該当する、区内在住の方

- ①愛の手帳をお持ちの方
- ②現に知的障害者（児）として区の知的障害者（児）福祉サービスを受けている方
- ③区が更生相談所に意見を求め、知的障害が認められる旨の意見があった方
- ④18歳未満で、医師により知的な発達の遅れがあると認められた方

《 助成額 》 限度額 10,000円（1人1回を限度）

《 申請方法 》

上記の対象者であることが確認できるもの（愛の手帳等）を持って、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

◆問合せ先 障害者福祉課経理係（新宿区役所2階）

TEL（5273）4520 FAX（3209）3441

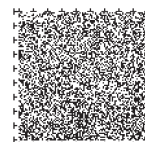
9 - 8 ヘルプカードの配付と活用

《 内容 》

緊急連絡先や必要な支援内容などを自由に記載した「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めやすくするためのものです。障害者福祉課、区立障害者福祉センター、保健センターで配布していますのでご活用ください。

◆問合せ先 障害者福祉課福祉推進係（新宿区役所2階）

TEL（5273）4516 FAX（3209）3441



9 - 9 ヘルプマークの配付

《 内容 》

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。 ※原則お一人様一つまでの配付となります。

《 配付場所 》 都営地下鉄の各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿駅を除く）

都営バス各営業所、都立病院、東京都心身障害者福祉センター

《 新宿区内の配付場所 》 新宿区役所障害者福祉課、区立障害者福祉センター、
新宿区各保健センター（牛込、四谷、東新宿、落合） 等

◆問合せ先 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 企画課 社会参加推進担当

TEL（５３２０）４１４７ FAX（５３８８）１４１３

9 - 10 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

《 主な業務内容 》

①災害時個別支援計画の作成

在宅人工呼吸器使用者とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時個別支援計画を作成しています。

②非常用電源装置等の給付

災害時個別支援計画を作成している方を対象に（他の公的制度（難病）による対象物品を給付されていないこと）、停電時の電力確保に必要な自家発電装置や蓄電池等の給付を行っています。

◆問合せ先 健康政策課 地域医療係

TEL（５２７３）３８３９ FAX（５２７３）３８７６

9 - 11 280MHz（メガヘルツ）防災ラジオ無償貸与事業

《 事業内容 》

災害時などに区が発信する緊急情報を受信することのできる280MHz防災ラジオを、災害時要援護者名簿登録者に対して、1世帯につき1台、無償で貸し出します。

《 対象者 》 災害時要援護者名簿登録者

《 受信できる緊急情報 》

- ①緊急地震速報（地震が来る前）②国民保護情報（ミサイル攻撃など）③気象警報・特別警報
- ④土砂災害警戒情報 ⑤避難情報（緊急安全確保、避難指示等）⑥その他区からの緊急情報
- ⑦定時放送（夕焼け小焼け）など

《 申込方法 》

貸与を希望される方は「新宿区防災ラジオ貸与申請書」を郵送又は直接危機管理課へご提出ください。（FAXでも受け付けます）申請書は、下記の課所で配布のほかホームページからも取り出せます。

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区役所（本庁舎2階）

地域福祉課、障害者福祉課、高齢者支援課

新宿区役所（本庁舎4階）

危機管理課

新宿区役所（第二分庁舎分館・分室） 健康政策課、保健予防課、健康づくり課

各特別出張所、各保健センター、各高齢者総合相談センター、区立障害者福祉センター

◆問合せ先 危機管理担当部危機管理課地域防災係

TEL（５２７３）３８７４ FAX（３２０９）４０６９

